

## 1.1 網形成計画・再編実施計画の内容・構成について

地方公共団体は、網形成計画において地域公共交通再編事業（以下、「再編事業」という。）の概要を定めた上で、特定旅客運送事業者等の同意を得て当該事業の実施計画である「地域公共交通再編実施計画（以下、「再編実施計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することが可能です。網形成計画及び再編実施計画に記載すべき事項については以下のとおりです。なお、網形成計画の作成には、基本方針の記載（詳細編の参考資料）にも十分に留意することが必要です。

### ▼網形成計画・再編実施計画の法定の記載事項

	地域公共交通網形成計画	地域公共交通再編実施計画
概要	「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」	「マスタープラン（＝網形成計画）」を実現するための実施計画
記載事項	<p>〔記載する事項〕（法§5②）</p> <p>① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</p> <p>② 計画の区域</p> <p>③ 計画の目標</p> <p>④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体 (※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（法§5④）)</p> <p>⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項</p> <p>⑥ 計画期間</p> <p>⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>〔記載に努める事項〕（法§5③）</p> <p>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</p>	<p>〔記載する事項〕（法§27の2①、法§27の3①）</p> <p>① 実施区域</p> <p>② 事業の内容・実施主体</p> <p>③ 地方公共団体による支援の内容</p> <p>④ 実施予定期間</p> <p>⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法</p> <p>⑥ 事業の効果</p> <p>⑦ 地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項</p> <p>⑧ 地域公共交通網形成計画に都市機能の増進に必要な施策の立地の適正化に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項</p> <p>⑨ その他地域公共交通再編事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項</p>

※「地域公共交通網形成計画手引き」より抜粋